

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク(出典: 倶知安町防災ガイドマップ)

(洪水)

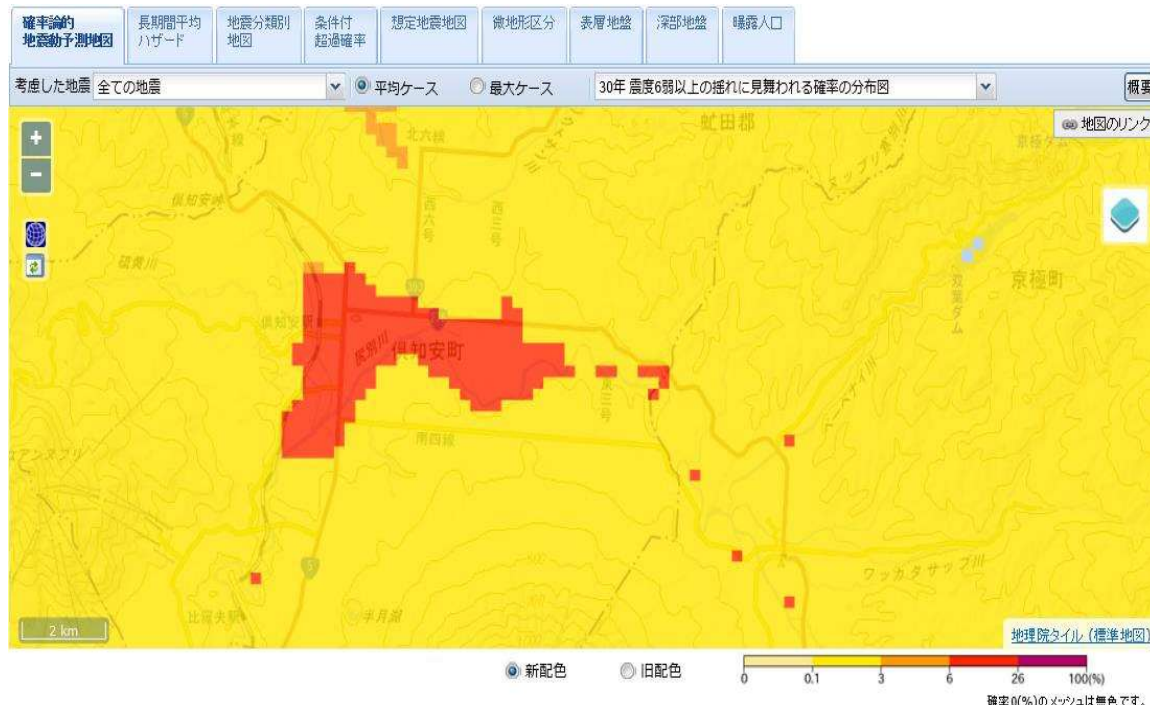
台風や集中豪雨により発生する可能性のある水害は、尻別川本流の氾濫による重大な災害も想定されるが、中小河川の氾濫あるいは中小河川に流入する水路の排水不良による氾濫も想定される。

(土砂災害)

北海道土砂災害警戒情報システム及び倶知安町防災ガイドマップによると、倶知安町では、土石流、崖崩れ、地滑りによる土砂災害警戒区域が 25 箇所、土砂災害特別警戒区域が 20 箇所指定されている。

(地震)

倶知安町に影響を及ぼす可能性のある地震は、倶知安町地域防災計画によると4つの海溝型地震と4つの内陸型地震が想定されている。なお、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が26%以下となっている。2018年の胆振東部地震では震度4の地震が発生しており、災害がいつでもどこでも起こり得ることを考慮すれば、警戒が必要である。また胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより売上が減少した。



(出典: J-SHIS 地震ハザードステーション)

(その他)

冬にシベリア大陸から吹き出す乾燥した空気が、日本海で水蒸気をたっぷり取り入れて筋状の雪雲となり、ニセコ山系や羊蹄山の影響により、町に豪雪をもたらす。雪が大変多いことから特別豪雪地域の指定を受けており、最深積雪の平年値は183cm、近年では2021年に236cmを記録し、200cmを超えることも珍しくない。年間の平年気温は7.2℃であり、ここ10年で見ても冬の最低気温が-20℃、夏の最高気温が32℃程になり季節の寒暖差は大きい。

年	降水量 (mm)		気温 (℃)					降雪 (cm) (寒候年)			
	合計	日最大	平均			最高	最低	合計	日合計の最大	最深積雪	雪日数
			日平均	日最高	日最低						
平年値	1532.3	-	7.2	11.8	2.8	-	-	921	39	183	-
2012	1715.5	62.5	7.3	11.8	3.0	31.8	-21.7	1046	29	228	149
2013	1754.5	50.0	7.2	11.6	2.9	30.8	-19.4	1051	37	225	164
2014	1638.0	66.0	6.9	12.1	2.0	32.5	-20.7	946	38	217	137
2015	1625.5	111.0	7.9	12.5	3.6	31.3	-15.0	969	40	193	137
2016	1628.0	43.5	7.3	11.7	3.0	32.4	-17.7	841	28	169	140
2017	1608.5	62.0	6.9	11.5	2.5	31.7	-21.4	835	35	151	162
2018	1888.5	75.0	7.4	11.9	3.1	32.5	-21.6	1038	39	222	155
2019	1038.5	53.0	7.7	12.5	3.0	32.5	-18.0	883	28	202	136
2020	1479.0	44.0	7.9	12.4	3.7	32.4	-19.5	885	26	95	141
2021	1615.5	58.0	8.0	12.8	3.3	34.4	-18.8	964	34	236	133

(出典：倶知安町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、全国的かつ急速なまん延により、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 931 事業者 (H26 経済センサス調査)
- ・ 小規模事業者数 655 事業者 (H26 経済センサス調査)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	60	52	町内に広く分布
製造業	26	22	町内に広く分布
運輸業、通信業	29	24	町内に広く分布
卸売業、小売業	211	124	町内に広く分布
金融業、保険業	13	12	町内に広く分布
不動産業、物品賃貸業	101	93	町内に広く分布
宿泊業、飲食サービス業	201	170	町内に広く分布
生活関連サービス業、娯楽業	79	71	町内に広く分布
サービス業	78	22	町内に広く分布
その他	133	65	町内に広く分布
合計	931	655	

(3) これまでの取組

1) 倶知安町の取組

項 目	年 月	備 考
倶知安町防災会議条例	S37.12	
倶知安町地域防災計画	随時改訂	
倶知安町国土強靱化地域計画	R3.1 策定	
防災訓練の実施	随時実施	年数回
防災備品の備蓄	随時更新	非常食、飲料水、段ボールベッド、発電機等

2) 倶知安商工会議所の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	R1.10	北海道・日本政策金融公庫
職員向け BCP セミナーの実施	R3.5	職員 5 名が参加
防災訓練の実施	随時実施	年数回

2 課題

- ・小規模事業者においては、災害時の事業継続についての意識醸成が進んでおらず、災害リスク対策としての損害保険加入率が低い。
- ・商工会議所と町との間において連絡方法などの情報共有体制が整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任感の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・感染症の備えとして、感染予防対策や社員が被災した際の対応などを、明文化している事業所が少ない。

3 目標

- ・町内小規模事業者 655 者の内、15 者の B C P 計画策定を目標とするとともに、事業継続力強化計画策定についての支援も行う。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、商工会議所と町における情報共有体制を構築する。
- ・町内小規模事業者に対し、自然災害・感染症等リスクを十分に理解してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行なえるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行なえるよう、商工会議所内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	5ヶ年でのBCP策定目標
建設業	60	52	策定数 建設業 3件 製造業 3件 卸売業・小売業 3件 サービス業 3件 上記以外の業種 3件
製造業	26	22	
運輸業、通信業	29	24	
卸売業、小売業	211	124	
金融業、保険業	13	12	
不動産業、物品賃貸業	101	93	
宿泊業、飲食サービス業	201	170	
生活関連サービス業、娯楽業	79	71	
サービス業	78	22	
その他	133	65	
合計	931	655	

○実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性と周知	町内小規模事業者に対し、計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催 会報での周知	年1回 年1回
事業継続支援体制の確立	事業継続力強化計画策定希望者を円滑に支援するため、職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行なうための職員育成と連携を図る	勉強会の開催 巡回指導	年1回 延15件
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後や感染症発生時に速やかな復興支援が行なえる体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会議所と町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会議所と町が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回訪問時や窓口相談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・倶知安町広報や商工会議所ホームページ、各種会合等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要等について説明する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策、損害保険の紹介等を実施する。

イ. 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年度中に事業継続計画を策定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携予定先である町内損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（傷害保険や生命保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示や、セミナー等の共催依頼を行う。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備する為の支援策等情報提供する。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認(15者)

業種	BCP	事業継続力強化計画	R5	R6	R7	R8	R9
建設業	3	3	1	1	1	0	0
製造業	3	3	0	0	1	1	1
卸売業・小売業	3	3	1	0	0	1	1
サービス業	3	3	1	1	0	0	1
その他	3	3	0	1	1	1	0

- ・倶知安町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会議所・町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行なう。
(訓練は必要に応じて実施する)

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には自身の安全確保、人命救助を第一とする。その上で、次の手順で町内の災害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に、商工会議所ならびに町にて、それぞれ携帯電話やSNS等を活用して職員とその家族の安否確認を行なう。
連絡方法の優先順位 ①SNS(グループLINE) ②メール(ショートメール・Eメール等) ③電話
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行なう。
- ・感染者の発生後は商工会議所ならびに町にて、それぞれ職員の体調確認を行なうとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行なう。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法による北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、商工会議所による感染症対策を行なう。

イ. 応急対策の方針決定

- ・倶知安町災害対策本部の方針に従い、町観光商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行なう。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まずは自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により対応できない場合の役割分担を決める。
- ・大まかに被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・町内1%以上の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。・町内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により会議所と町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

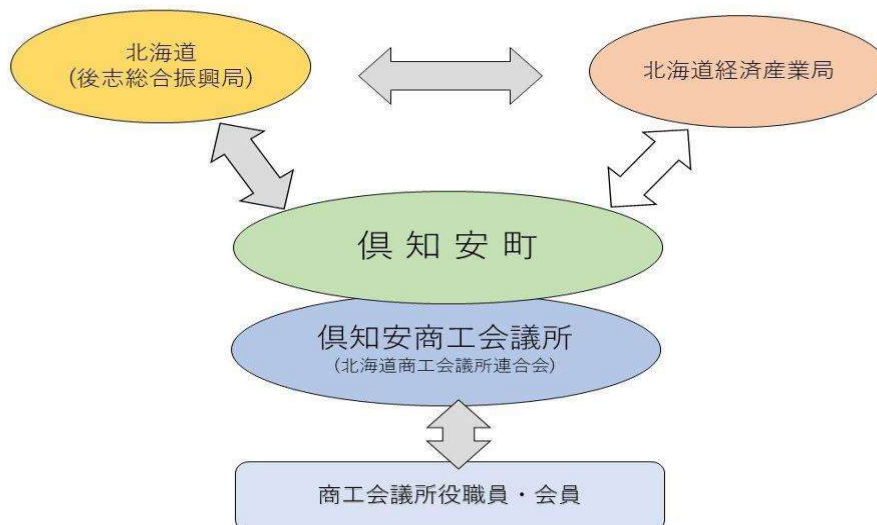
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・感染症が発生した場合については、管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、商工会議所による必要な情報の把握と発信を行なう。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するための被災地域での活動について協議する。
- ・商工会議所と町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、予め確認する。
- ・商工会議所と町が共有した情報を北海道災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の町内小規模事業者に対する支援

- ・被災等の状況に応じて、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置を検討する。(国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市町村等の施策)について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある事業所を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行なう。

(5)町内小規模事業者に対する復興支援

- ・町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行なう。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、北海道や北海道商工会議所連合会等に相談する。

(6)その他

- ・本計画は、倶知安商工会議所及び倶知安町のHP及び広報紙やリーフレット等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行なうこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

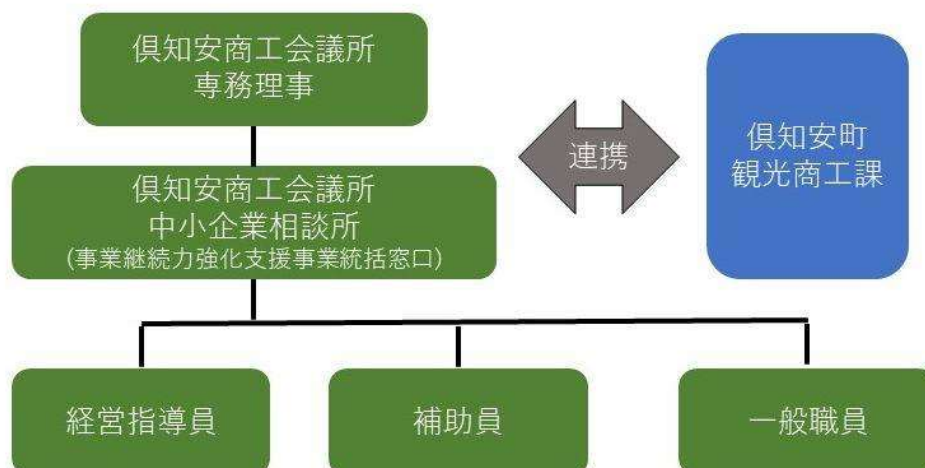
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

1 実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 尾田 暢洋(連絡先は下記3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 倶知安商工会議所

〒044-0032 北海道虻田郡倶知安町南2条西1丁目14番地 倶知安商工会議所指導課

TEL:0136-22-1108 FAX:0136-22-1109 E-mail:kutiancc@seagreen.ocn.ne.jp

(2) 倶知安町

〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地 倶知安町観光商工課

TEL:0136-56-8012 FAX:0136-23-2044 E-mail:syoukou@town.kutchan.lg.jp

4 その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ製作費	80	80	80	80	80
・ 通信費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、倶知安町補助金、道補助金、国補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。